

平成 23 年 3 月 17 日

公共工事等における新技術活用システム

NETIS 登録のお知らせ

株式会社松村組

代表取締役社長 山田 健司 様

国土交通省近畿地方整備局は、下記の新技術について NETIS に登録しましたのでお知らせいたします。なお、当該新技術が必ず事業において活用されるとは限らないことをご了承ください。

①新技術名称 マルチ水平ウェル工法

②NETIS 登録番号 KK-100103-A

③公開範囲 一般まで

④留意事項

- NETIS（申請情報）の掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします（同一技術について再申請登録は認められません）。ただし、NETIS（評価情報）に掲載されている技術については、上記にかかわらず NETIS（評価情報）への掲載期間中、NETIS（申請情報）における掲載も継続されます。
- 事後評価を受けた技術は、NETIS（評価情報）に提供されますが、NETIS（評価情報）への提供期間中、NETIS（申請情報）での提供も継続されます。
- NETIS（評価情報）の掲載期限は、NETIS（評価情報）に掲載された日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までとします。ただし、掲載期間中に当該技術について活用効果評価が実施され、NETIS（評価情報）に反映された場合は、NETIS（評価情報）の掲載期限は、NETIS（評価情報）に反映した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過した日までに変更されるものとします。なお、掲載期限が変更された場合においても、同一技術に対する掲載期限は、当初に NETIS に登録した日の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した日までを限度とし、上記ただし書きにかかわらず、その日をもって掲載を終了します。
- 当該技術について改善を行い、新技術活用評価会議において技術の改善が認められた場合には、NETIS 掲載期間の起算日はリセットされるものとし、新たな申請情報が NETIS（申請情報）に掲載された日を「当初に NETIS に登録された日」とみなします。
- 提出されたデータのバックアップは、変更・更新の手続きの際に必要なになりますので、申請者自身で保管しておいてください。なお、手続きの詳細については近畿技術事務所ホームページを参照してください。
- 今後、新たな情報等が公表・更新されることがあるため、申請者自身で NETIS のホームページを閲覧し、情報を収集してください。

★ 近畿技術事務所ホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/develop/index.html>

問い合わせ先： 国土交通省 近畿地方整備局

近畿技術事務所 / 施工調査課

申請・相談窓口

担当 井筒由幸

電話 072-856-1941

FAX 072-850-3952